＜青森労働局からのおしらせ＞



青森県最低賃金

令和８年 10 月 29 日から

時間額1,090円

青森県特定（産業別）最低賃金

令和８年12月21日から

産業名	時間額
鉄　鋼　業	1,161 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,100 円

次の2つの青森県特定（産業別）最低賃金は、「青森県最低賃金（時間額：1,090円）」が適用されます。

百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業	1,090 円
自動車小売業	

※　最低賃金に関するご相談・お問い合わせは、青森労働局 労働基準部 賃金室　（ＴＥＬ017－734－4114）
又は最寄りの労働基準監督署へ。
青森労働局のホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/）でもご覧いただけます。

最低賃金の適用を受ける使用者は、この表を労働者の見やすい場所に掲示してください（最低賃金法第8条）



青　森　県　の　最　低　賃　金

最低賃金の件名	適　用　範　囲
青森県最低賃金 **時間額　1，090円** 令和8年10月29日から	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 なお、次の2産業は該当する特定（産業別）最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名		適用範囲	適　用　除　外 （上記の青森県最低賃金が適用されます）
青森県特定（産業別）最低賃金	**鉄　鋼　業** **時間額　1，161円** 令和8年12月21日から	**鉄鋼業** ただし、高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業を除きます。	（1）　18歳未満又は65歳以上の労働者 （2）　雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 （3）　清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 **時間額　1，100円** 令和8年12月21日から ※令和８年１０月２９日から令和８年１２月２０日までの期間は、青森県最低賃金（１，０９０円）が適用されます。	**電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業** ただし、電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及び電子計算機・同附属装置製造業を除きます。	（1）　18歳未満又は65歳以上の労働者 （2）　雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 （3）　部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者 （4）　清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者
	百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業 **時間額　1，090円**	これら2業種の特定（産業別）最低賃金は、令和8年度は改定されないため、「青森県最低賃金（1，090円）」が適用されます。	
	自動車小売業 **時間額　1，090円**		

《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆勤手当/通勤手当/家族手当/臨時に支払われる賃金/1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当等）/時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※　最低賃金に関するご相談・お問い合わせは、
青森労働局　労働基準部　賃金室　（TEL　017－734－4114　）又は最寄りの労働基準監督署へ。
青森労働局のホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/）でもご覧いただけます。

最低賃金の適用を受ける使用者は、この表を労働者の見やすい場所に掲示してください（最低賃金法第8条）